## すみたちょうしゃかいふくしきょうぎかいしていしょうがいふくし きょたくかいごじぎょうしょ □住田町社会福祉協議会指定障害福祉サービス居宅介護事業所

# じゅうようじこうせつめいしょ 重要事項説明書

きょたくかいごいん ほー む へ る ぱー けいやくしゃ きょたく 居宅介護員 (ホームヘルパー) が契約者の居宅において、身体の介護や日常生活上 えんじょとう さー ぴ す おこな の援助等のサービスを 行います。

この説明書でご確認いただき、安心してご利用くださいますようお願いいたします。

#### 1. 事業者

| a 称                   | しゃかいふくしほうじん すみたちょうしゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉法人 住田町社会福祉協議会         |  |
|-----------------------|---|--|
| だいひょうしゃ<br>代表者        | かいちょう かん の たか お<br>会長 菅 野 孝 男                             |  |
| しょざいち<br>所在地          | いわてけんけせんぐんすみたちょうせ た まいあざかわむかい<br>岩手県気仙郡住田町世田米字川 向 9 6 - 5 |  |
| でんわばんごう電話番号           | 0 1 9 2 - 4 6 - 2 3 0 0                                   |  |
| FAX番号                 | 0 1 9 2 - 4 6 - 2 3 2 1                                   |  |
| ほうじんせつりつねんがっぴ 法人設立年月日 | ロルラカ5 2 ねん 8 がっ 2 4 にち<br>昭和 5 2 年 8 月 2 4 日              |  |

#### 2. 事業所

#### (1) 概 要

| a 称               | すみたちょうしゃかいふくしきょうぎかいしていしょうがいふくしさ - ぴ すきょたくかいごじぎょうしょ<br>住田町社会福祉協議会指定障害福祉サービス居宅介護事業所 |  |
|-------------------|---|--|
| でぎょうしょばんごう 事業所番号  | 第03000100101168号  |  |
| していねんがっぴ<br>指定年月日 | 平成18年10月1日  |  |
| 所在地               | いわてけんけせんぐんすみたちょうせ たまいあざかわむかい<br>岩手県気仙郡住田町世田米字川 向 9 6 - 5                          |  |
| かんりしゃ             | <sup>きくち</sup> のりこ<br>菊池 徳子   |  |

| でんわばんごう電話番号   | 0 1 9 2 - 4 7 - 3 3 5 7  |
|---|--|
| FAX番号   | 0 1 9 2 - 4 7 - 3 3 5 7  |
| サービスを   |  |
| the the true to t | tack table to the state of th |
| する対象地域  |  |

### (2) 事業所窓口の営業日及び営業時間

| zněz j tř<br>営業日 | げつようび にちょうび<br>月曜日~日曜日 |
|------------------|------------------------|
| えいぎょうじかん 営業時間    | 午前8時30分~午後17時30分       |
| サービス提供           | <sup>じかん</sup><br>24時間 |
| 時間               |                        |

### (3) 事業所の職員体制

事業所の職員は、次のように配置しています。

| 電 名                | ぎょうむないよう<br>業務内容                          | thinh<br>人員 |
|--------------------|---|-------------|
| かんりしゃ<br>管理者       | しょくいんおよびぎょうむかんり せいきゅう じむ とう職員及び業務管理、請求事務等 | 1名          |
| サービス提供責任者          | きょたくけいかく さくせい ちょうせい とう 居宅計画の作成、調整 等       | 3名以上        |
| きょたくかいごいん<br>居宅介護員 | きょたくかいごさー ぴ す ていきょう 居宅介護サービスの提供           | 10名以上       |

こめじるししょくいん はいち していきじゅん じゅんしゅ ※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

### 3. 提供するサービス内容

(1)

| (1)                           |   |
|-------------------------------|---|
| き - ぴ すくぶん しゅるい<br>サービス区分と種類  | さーびす ないよう<br>サービスの内容  |
| きょたくかいごけいかく さくせい<br>居宅介護計画の作成 | そうだんしえんじぎょうしょ さくせい け あ ぷ ら ん もとづき けいやくしゃ 相談支援事業所が作成したケアプランに基づき、契約者の |

|   | じょうたい はあく<br>状態を把握しながら、居宅介護計画を作成します。 |   |  |
|---|--------------------------------------|---|--|
|   | 排泄介助                                 | はいせつ かいじょ<br>排泄の介助、おむつ交換 等  |  |
| しょくじかいじょ<br>食事介助 しょくじ かいじょ すいぶんほきゅう とう<br>食事介助、水分補給 等 |                                      | しょくじ かいじょ すいぶんほきゅう とう<br>食事の介助、水分補給 等                                     |  |
| 身   | にゅうよくかいじょ<br>入浴介助                    | にゅうよく ぜんしんよく ぶぶんよく かいじょ せいしき からだ ふく せんばつ とう 入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪 等 |  |
| たい体   | ちゃくいこうかん かいじょ 着衣交換、介助                | きがえ おてっだい とう 着替えのお手伝い 等   |  |
| 介   | たいいこうかん<br>体位交換                      | とこずれよぼう たいいこうかん とう<br>床ずれ予防のための体位交換 等                                     |  |
| 護   | いじょうかいじょ<br>移乗介助                     | すいすなどへの移乗の介助 等  |  |
| ##  |                                      | べっと おきあがり かいじょ しんぐこうかん とう ベッドからの起きあがりの介助、寝具交換 等                           |  |
|   |                                      | くすり かくにん かくやく おてっだい とう 薬の確認、服薬のお手伝い 等                                     |  |
|   |                                      | 日常生活の自立への声掛けと見守り、意欲関心の引き出し、   |  |
|   |                                      | とも おこなう か じ ちょうり とう       共に行う家事・調理 等                                     |  |
|   |                                      | です ていきょう<br>・ビスの提供  |  |
| 生生生   | 調理                                   | しょくじ ょうい はいぜん げぜん とう<br>食事の用意、配膳、下膳 等                                     |  |
| 活   | th たく<br>洗 濯                         | いるいとう せんたく しゅうのう とう 衣類等の洗濯、収納等  |  |
| えん 援  | <sup>そう じ</sup> 掃 除                  | ### ### ### #########################                                     |  |
| 助   | かいもの<br>買い物                          |   |  |
|   | そのた。ひつよう、さーザナーていきょうその他、必要なサービスの提供    |   |  |

- ①サービスの準備や健康チェック・相談援助・情報収集・サービス提供後の記録

  など きゅうびゅうしゅうしゅうしゅう さーびすていきょうご きろく まる ですではまって まる です ないよう まく いまり サービスの内容に含まれます。
- ② 直接本人の援助に該当しないサービス及び日常生活の援助に該当しないサービス及び日常生活の援助に該当しないサービス及び日常生活の援助に該当しないサービスは、提供することができません。

- ③重度訪問介護 (全身性障害がある方など日常生活全般に常時の支援を要する方 がため、これがいこでは、しまれていますが、 まずです。) 身体介護 家事援助 見守りを行います。
- ④行動援護(知的障害者又は精神障害により、行動上著しい困難を有する知的 はようがいした。 しょうがいじた せいしんしょうがいした ではうじかいご かっよう とする 方を対象とし 管害者・障害児・精神障害者であって、常時介護を必要とする方を対象とし たサービスです。)行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出 時における移動中の介護等を行います。
- ⑤移動(外出)支援・・・ガイドヘルパーサービス(通院や外出介助を行います。)
  (重度の視覚障害がある方、全身性障害がある方及び知的障害がある方など
  を外での移動に著しい制限のある方を対象としたサービスです。) 官公庁や 銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会 きんか かたりの外出援助を行います。
- \* 1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に かかわるがいしゅっ つうねん ちょうき 係る外出、通年かつ長期にわたる外出介助はしません。
- ⑥原則、キャンセル料は頂きませんが、中止の場合は早めに連絡を頂きます。
- (2) 居宅介護員の禁止事項

きょたくかいごいん さーびす ていきょう あたって つぎ じこう おこない 居宅介護員はサービスの提供に当たって、次の事項は行いません。

- \* 前項②のサービス
- いりょうこうい いりょうほじょこうい ・医療行為または医療補助行為
- ・契約者若しくは家族の金銭、預貯金通帳、書類等の引出や預かり
- ・契約者若しくは家族からの金銭、物品、飲食の受け取り
- たるま活動車での契約者の送迎
- ・契約者もしくは家族に対して行う業務外の営業的活動 等

#### (3) サービス利用料金

#### ①居宅介護・重度訪問介護

| サービス内容                       |                                  | 利用料金                      | 加算         |
|------------------------------|----------------------------------|---------------------------|------------|
| り体介護                         | 30ぶんみまん 30分未満                    | 2, 450 元 元 2, 450 元 元     | 特別地域加算と    |
| か じぇんじょ<br>家事援助              | 3 0 ぶいじょう1 じかんみまん3 0分以上1時間未満     | 1, 970 元 元 1, 970 元 元     | して利用料金に    |
| つういんかいじょ しんたいともなう 通院介助(身体伴う) | 30分移乗1時間未満                       | 4, 0 2 0 えん<br>4, 0 2 0 円 | 1 5 % が加算さ |
| とうこうえんご しんたいいな<br>同行援護 (身体否) | 3 0 ずいじょう1 じかんみまん<br>3 0分以上1時間未満 | 1, 970 元 元 1, 970 元 元     | れます。       |

\*22:00~6:00のサービス提供については50% 増し

②月ごとの利用者負担には上限があります。

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限が設定され、 ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

| < 50 ル<br>区分 | 世帯の収入状況                                  | またんじょうげんげつがく<br>負担上限月額 |
|--------------|--|------------------------|
| 世がかつほご生活保護   | せいかつほ ごじゅきゅうせたい 生活保護受給世帯                 | 0 克ル<br>0 円            |
| ていしょとく 低所得   | しちょうそんみんぜいひかぜいせたい ちゅう<br>市町村民税非課税世帯(注 1) | 0 克ル<br>0 円            |
| 一般 1         | 市町村民税課税世帯(所得割16まんえん                      | 9、3002元                |
|              | <sup>みまん ちゅう</sup><br>未満)注 2             |                        |
| 一般 2         | じょうきいがい<br>上記以外                          | 37、200元元               |

(注 1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300まんえんいか (注 1) 0世帯が対象となります。

(注 2) 収 入 が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

#### 4. 守秘義務と個人情報の保護

事業者及び事業所の従事者は、サービス提供する上で知り得た契約者及びその
かぞく かんするひみっ ないとう りゅう 家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約
の終了後、または従事者退職後も同様です。

#### 5. 事故発生時の対応方法について

りょうしゃ たいするしょうがいなくしさ - び す ていきょう 利用者に対する障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、 しちょうそん りょうしゃ かぞくとう れんらく おこなう 市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する障害サービスの提供により賠償すべき事故が発生した 場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### る. 衛生管理等

- (1) 居宅介護員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 居宅介護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

#### き - び すないよう かんするくじょう 7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所における苦情やご相談は、次の窓口で受け付けます。

| すみたちょうしゃかいふくしきょうぎかい<br>住田町社会福祉協議会    |                              |                               |
|--------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| してい しょうがい ふくし さー びょ<br>指定 障害 福祉 サービス | まるくじょうかいけっせきにんしゃ<br>②苦情解決責任者 | 事業所管理者                        |
| きょたくかいごじぎょうしょ<br>居宅介護事業所             | *るくじょううけつけたんとうしゃ<br>◎苦情受付担当者 | さーび すていきょうせきにんしゃ<br>サービス提供責任者 |
| 電話 46-2300                           |                              |                               |
|                                      | くじょうかいけつせきにんしゃ<br>◎苦情解決責任者   | 事務局長                          |

| すみたちょうしゃかいふくしきょうぎかい<br>住田町社会福祉協議会 | ◇だょううけつけたんとうしゃ じ む きょくちょう ◎苦情受付担当者 事務 局 長                      |
|-----------------------------------|--|
| 電話 46-2300                        | くじょうかいけつだいさんしゃいいん<br>◎苦情解決第三者委員                                |
|                                   | すみたちょうみんせい じどういいんきょうぎかい 「ふくかいちょう 2 めい<br>住田町民生・児童委員協議会 〈副会長 2名 |
|                                   | > >  |

#### 8. 第三者評価の実施状況について

ほんじぎょうしょ だいさんしゃひょうか じっしじょうきょう いか とおり本事業所の第三者評価の実施状況は以下の通りです。

| 実施の有無 | あり・なし |
|-------|-------|
|-------|-------|

(2) 当事業所以外にも、下記の窓口で苦情やご相談の受付をしています。

| すみたちょうやくば 住田町役場                      | しょざいち<br>所 在 地 | けせんぐんすみたちょうせ たまいあざかわむかい<br>気仙郡住田町世田米字川 向88 |  |
|--------------------------------------|----------------|--|--|
| 保健 福祉課 介護 保険                         | でん お 話         | 0192-46-3862                               |  |
| 担当係                                  | うけつけじかん 受付時間   | 8:30~17:15 (月曜日~金曜日)                       |  |
|                                      | 所在地            | もりおかしおおさわかわはら<br>盛岡市大沢川原3-7-30             |  |
| こくみんけんこうほけんだんたいれんごうかい<br>国民健康保険団体連合会 | でん お 話         | 0 1 9 - 6 0 4 - 6 7 0 0                    |  |
|                                      | うけつけじかん受付時間    | 8:00~17:00 (月曜日~金曜日)                       |  |
|                                      | 所在地            | もりおかしさんぼんやなぎ<br>盛岡市三本 柳 8-1-3              |  |
| いわてけんしゃかいふくしきょうぎかい<br>岩手県社会福祉協議会     | でん お 話         | 0 1 9 - 6 3 7 - 8 8 7 1                    |  |
|                                      | うけつけじかん 受付時間   | 8:00~17:00 (月曜日~金曜日)                       |  |

きょたくかいこ き ー び す とう ていきょうかいし あ た り けいやくしゃ たいしてけいやくしょおよびほんしょめん 居宅介護サービス等の提供開始に当たり、契約者に対して契約書及び本書面にもとづいて じゅうよう じこう せつめい 基づいて、重要な事項を説明しました。

| れいわ | ねん | がつ | にち |
|-----|----|----|----|
| 令和  | 年  | 月  | 日  |

| じぎょうしょ<br><u>事業所</u> | しょざいち いわてけんけせんぐんすみたちょうせ たまいあざかわむかい 所在地 岩手県気仙郡住田町世田米字川 向96-5                            |
|----------------------|--|
|                      | な しょうすみたちょうしゃかいふくしきょうぎかいしていしょうがいふくし さ ー び すきょたくかいごじぎょうしょ名 称住田町社会福祉協議会指定障害福祉サービス居宅介護事業所 |
| せつめいしゃ<br><b>説明者</b> | □事業所管理者  |
|                      | で ー ぴ す ていきょうせきにんしゃ<br>□サービス 提 供責任者 氏 名 印  |
| かたしはいやくし私は、契約        | 。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。。   |
| の説明を受け、              | さー ぴ すていきょう う ゖ る<br>サービス提供を受けることに同意します。   |
|                      |  |
|                      | 世田米  |
| けいやくしゃ<br><b>契約者</b> | じゅう しょ いわてけんけせんぐんすみたちょう しもありす あざ 住 所 岩手県気仙郡住田町 下有住 字                                   |
|                      | うえありす<br>上有住<br>   |
|                      | <u>氏</u> 名   |
| かぞくまた                | じゅう しょ   |
| <u>家族又は</u> だいりにん    | でゅう しょ<br>住 所  |
| <u>代理人</u>           | し めい いん  |
|                      | <u>氏</u> 名   |
|                      | th やくしゃ でくがらまた かんけい (契約者との続柄又は関係 )   |